新見市内の公共建築物における新見産材等の利用促進に関する方針

平成23年7月1日

第1目的

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)に基づく、国並びに県の基本方針に即し、「新見市内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」(以下「方針」という。)を定め、公共建築物への新見産材等の利用促進を通じて、健全な森林の育成や地球温暖化防止、循環型社会の形成に資することを目的とする。

第2 公共建築物における新見産材等の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 新見産材等の利用を促進する公共建築物

公共建築物を整備する者は、新見産材等の積極的な利用に努めるものとする。本方針における公共建築物とは、広く市民の利用に供される公共性の高い建築物をいう。(公共団体以外の者が整備する建築物を含む。)また、新見産材等とは、市内に本社若しくは製材所を有する建材販売業者が供給する製品、または、市内の法人あるいは市内に居住する個人が製材・加工した木製品をいい、いずれも国産材とする。

	公 共	建築物
教 育 施 設	幼稚園、学校等	運 動 施 設 体育館、水泳場等
社会福祉施設	老人ホーム、保育所等	住 宅 施 設 公営住宅等
社会教育施設	図書館、公民館等	行 政 施 設 庁舎等
医療施設	病院、診療所	その他公共交通機関の施設及び休憩所等

2 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

低層の公共建築物を整備する者は、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる場合を除き、 木造化に努めるものとする。

ただし、木造と非木造の混構造とすることが、耐火性や強度に優れ、間取りなど建築設計の幅も拡がる場合には、その採用についても検討するものとする。また、災害時の活動拠点等に必要な施設、治安上等の目的等から木造以外とすべき施設については対象外とする。

3 施策の具体的方向

公共建築物を整備する者は、建築材料はもとより、公共工事など建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としても、新見産材等の利用に努めるものとする。

(1)公共建築物

原則、木造化とし、木造化が困難と判断される場合でも内装等は木質化に努めるものとする。

(2)公共工事

新見産材等を利用し、環境に配慮した自然共生型の工種・工法の採用に努めること。

(3)その他

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品 については、新見産材等を使用した製品導入に努めるものとする。

暖房器具やボイラーを設置する場合は、新見産材等木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

第3 市が整備する公共建築物における新見産材等の利用の目標

1 市有施設での木造・木質化

(1)市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、地上2階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の施設は木造化を図る。

建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な場合 著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合 施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性等により、木材の利用が困難な場合 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な場合 その他、木造化することが困難な場合

- (2)木造以外の施設にあっても、木造化が可能な床や壁等の内装材については、法令の規定により制限等がある場合を除き木質化を図る。
- (3)市民の健康的で安らぎのある公共空間を供する施設や地域のシンボル的な施設、また、多くの市民の利用が見込まれる施設は、重点施設としてより積極的に木造・木質化に努めるとともに、ロビー・応接用テーブル・イスなどの備品等に新見産材を用いた製品を積極的に使用する。

2 公共工事における新見産材等の利用

市が実施する公共工事においては、木材を利用可能な施設(工種・工法)等において、 工事箇所の周辺環境や利用上のコスト、施設として必要な性能等を勘案しつつ、新見産 材等の利用に努めるものとする。

第4 その他公共建築物における新見産材等の利用の促進に必要な事項

1 コスト面で考慮すべき事項

公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。

この場合、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体

・廃棄等のコストを含むライフサイクルについても十分留意するものとする。

また、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に 当たっては、当該暖房器具やボイラーの導入及び燃料の調達コストのみならず、燃焼灰 の処分を含む維持管理コストについても留意するものとする。

2 体制の整備に関する事項

関係部局が計画又は実施する事業等について総合的な調整を行い、新見産材等の円滑 な利用の推進に努める。

3 普及啓発に関する事項

市有木造施設の管理者は、施設の来訪者に木の温もりや香りなど木の良さ等の普及啓発に努める。

また、公共団体以外の者が整備する公共建築物においても、積極的に新見産材等が利用されるよう、建築物の整備主体に幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るものとする。